

平成6年12月16日

社会保険庁運営部保険指導課 殿

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

「柔道整復に係る療養費支払い遅延」改善のお伺い

この度、貴殿に支給申請した「柔道整復療養費」の支払い遅延について、今後、このようなことのないよう速かな措置を構じられるよう具体的改善対策をお伺いします。

なお、支払い遅延となった事案は別紙のとおりです。

◎ 療養費の支払いが遅延している健保組合の処理状況

社会保険庁運営部保険指導課

対応：各県の組合担当係長（官）に個別に組合あて照会し、処理手順（期間）に不都合があるものについて口頭による指導を実施

宮城県・未処理であるものを確認しなかった

福島県・1. 支払処理の間隔がはなれていたために遅延した。（毎月支払を実施）  
2. 本人照会中の請求分があり遅延。（適宜督促を実施のこと）

栃木県・担当者入院のため、後に受け付けた分を先に支払い

千葉県・1. 本人照会中の請求分があり遅延  
2. 標準報酬の定時決定及び証更新等の処理を優先したこと等

埼玉県・1. 事実を確認し、遅延しないよう指導。（政官と同様に対応）  
2. 標準報酬の定時決定及び証更新等の処理を優先したこと等

神奈川県・1. 支払処理が一定しないため遅延。（計画的に支払処理を行うこと）  
2. 内部処理体制が一定していない。（計画的な事務処理を行うこと）

静岡県・1. 内部処理体制が一定していない。（計画的な事務処理を行うこと）

愛知県・1. 請求分の振込先が不明（待つことなく相手に聞くこと）

大阪府・1. 電算化の都合で3ヶ月程度かかる。（処理の短縮化を検討中）  
2. 支給決定後の支払処理に必要な以上の日数をようした

兵庫県・1. 支払い処理が一定しないため遅延  
2. 電算化の都合で3ヶ月程度かかる  
3. 担当者入院による遅れ  
4. 給付費の要求不足

奈良県・1. 福島県の2と同様

岡山県・1. 審査委員会への提出が隔月となっていた  
2. 件数が少ないため、支払いを保留していた

広島県・1. 担当者病休等による遅れ

徳島県・1. 3ヶ月分をまとめて支払を行っている。（毎月支払を実施のこと）

福岡県・1. 11月末時点未処理なし。（直接健保に照会して頂きたい）

宮崎県・1. 正常処理（11/25支払い済）

東京都・1. 印もれ等による返戻処理に遅れがある。（迅速な事務処理を実施、再提出後はすみやかに処理のこと）

2. 内容に問題があるものは次回を請求を待つ体制。(審査委員会を活用すること)
3. 支払処理が一定していない。(毎回支払を実施するなど定期的に行うこと)
4. 11月末時点では支払済。( 辛)
5. 受付・要件審査から決定までの処理が遅い